

議案第17号

三田市個人情報保護法施行条例の制定について

三田市個人情報保護法施行条例を次のとおり定める。

令和5年2月17日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び病院事業管理者をいう。

(2) 公文書 三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例における用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）における用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示

請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問のほか、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第2条に規定する三田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問があった場合において、必要があると認めるときは、当該諮問をした実施機関（以下、「諮問庁」という。）に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法によ

り分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 審査会は、第1項及び前項に定めるもののほか、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第11条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を

害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(個人情報の取扱いに係る義務)

第14条 審査会の委員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第17条 第14条の規定に違反して個人情報を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 三田市個人情報保護条例（平成12年条例第5号。以下「旧条例」という。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第13条の規定による職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- (1) 前項の規定の施行の際、現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前項の規定の施行前において旧条例第13条に規定する個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者
- 4 第2項の規定の施行の日前に旧条例第18条第1項、第30条第1項又は第37条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行日前にした行為又は前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する旧条例に定める罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行日前に旧条例第42条の規定により三田市個人情報保護審査会にされた諮問については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- （三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正）
- 7 三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市個人情報保護審査会の項を次のように改める。

| | | | |
|--------------|---|------|----|
| 三田市個人情報保護審査会 | (1) 三田市個人情報保護法施行条例（令和5年三田市条例第 号）第6条の規定による諮問に関する事項についての調査審議 (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により同項に規定する合 | 5人以内 | 2年 |
|--------------|---|------|----|

| | | | |
|--|-------------------------------|--|--|
| | 議制の機関の権限に属させられた 事項を処理すること。 | | |
|--|-------------------------------|--|--|

(三田市まちづくり基本条例の一部改正)

- 8 三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「及び市長等」及び「、三田市個人情報保護条例（平成12年三田市条例第5号）で定めるところにより」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三田市個人情報保護法施行条例（令和5年三田市条例第 号）で定めるところにより、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護しなければなりません。

(三田市市政への市民参加条例の一部改正)

- 9 三田市市政への市民参加条例（平成26年三田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「、三田市個人情報保護条例（平成12年三田市条例第5号）第10条第3項本文の規定に基づき」を削り、「当該個人情報を」の次に「确实かつ」を加える。